

# 長崎市立山里小学校「いじめ防止基本方針」

## 1 概要

### <目的>

国・県・市の基本方針を受け、いじめ防止に向けた本校の基本方針を策定し公表するものであり、その目的は、学校、保護者、地域が一体となって、心身に重大な影響を及ぼすいじめから児童を守り育てるとともに、児童が安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにすることにある。

「いじめは人として絶対に許されない」との意識を学校全体で共有し、本校教育目標の具現化に向けた取組を学校、保護者、地域の連携のもとで推進する。

### <学校教育目標>

「やさしさと思いやりで、笑顔がいっぱい ～本物の笑顔あふれる山里小～」

「本物の学び」づくり・「本物の心」づくり・「本物の仲間」づくりを通して  
<めざす子ども像>

- や・・・やさしく思いやりのある子ども
- ま・・・まわりのことを考えて行動する子ども
- ざ・・・最後までやりぬくたくましい子ども
- と・・・友達と共に学び合う子ども

### いじめ対策委員会

- いじめの防止や早期発見についての協議
- いじめ発生時の対応協議、役割分担
  - ・校長 ・教頭 ・教務主任
  - ・生活指導主任 ・担任 ・学年主任 ・養護教諭
  - ・特別支援コーディネーター ・教育相談コーディネーター

### <専門家・外部関係者>

- 日常的な相談、助言
  - ・スクールカウンセラー
  - ・主任児童委員
  - ・警察スクールサポーター

### <子どもを守るネットワーク>

- 定期的な情報交換会の開催
- いじめ発生時の対応協議
  - ・PTA会長 ・PTA副会長
  - ・学校評議員 ・自治会長
  - ・民生委員 ・少年補導委員（市）
  - ・少年補導員（警察） ・地元交番

### <関係機関>

- いじめ発生時の連携
  - ・長崎市教育委員会
  - ・浦上警察署
  - ・市子育てサポート課
  - ・県子ども女性障害者支援センター

### <児童会>

- 日常的な啓発活動の取組
  - ・共遊
  - ・代表委員会
  - ・標語
  - ・人権学習会

## 2 いじめ問題への取組

### いじめ防止にむけての基本姿勢

#### (基本理念)

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」という基本理念をとる。そのためいじめをさせない、いじめを許さない、目の行き届かない場所と時間をなくすという指導方針を徹底する。

#### (認識と対応)

- いじめは「どの子にも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という認識に立ち、児童生徒の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携を推進する。

#### (日常の取組)

- 未然防止として、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることが、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。

#### (早期発見と関係機関)

- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもといじめの正確な認知を推進する。

#### (人権意識と道徳心の涵養)

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。

#### (取組の評価)

- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教職員評価にあたっては、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

### いじめの防止

- ① 一人で抱え込まず、多くの職員が関わる組織的な指導体制を確立する。
- ② 教師のための研修を実施し、観察力、対応力、指導力等を向上させる。
- ③ すべての教育活動の中で人権意識や生命尊重の意識を高める指導を行う。
- ④ 道徳教育の充実を図り、道徳的実践力を培う。
- ⑤ 互いの信頼関係の中で「夢・憧れ・志」を育み、子どもの自己肯定感を高める。
- ⑥ 児童会活動などで思いやりの心を育み、子どもの自己指導能力を高める。
- ⑦ 家庭・地域社会、関係機関との連携を深め、情報交換、協議の場を充実させる。
- ⑧ 文書、ホームページ等により学校の基本方針を周知させる。
- ⑨ 取組の成果をしっかりと評価し、改善を図る。

### いじめの早期発見

- ① 教職員による観察や情報交換を充実させる。
- ② 毎月のアンケートや定期的な個人面談を実施し、実態把握に努める。
- ③ 児童と共に活動したり遊んだりすることによって、様々な情報の収集に努める。
- ④ 保護者面談を実施し、情報の収集に努める。
- ⑤ 外部の相談機関等を周知させる。

### いじめの認知

- ① いじめの認知に関する消極姿勢や漏れがないかを十分に確認する。
- ② いじめの認知に当たっては、被害・加害児童の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにする。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにする。

### いじめに対する措置

- ① いじめの発見、相談があったときはただちに校長に報告する。
- ② 校長はいじめ防止対策委員会を招集し、組織的な対応を進める。
- ③ いじめられた児童及びその保護者への支援は迅速に行う。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言を適切に行う。
- ⑤ おもしろがったり傍観したりせず、好ましい集団となるよう働きかける。
- ⑥ ネット上不適切な書き込み等はただちに削除し、関係機関と連携する。情報モラル教育を充実させる。

### いじめの解消の判断

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ② いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ※ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

## **重大事態発生時の取組**

【いじめ重大事態について】 ※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

○調査を要する重大事態の例

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。

※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

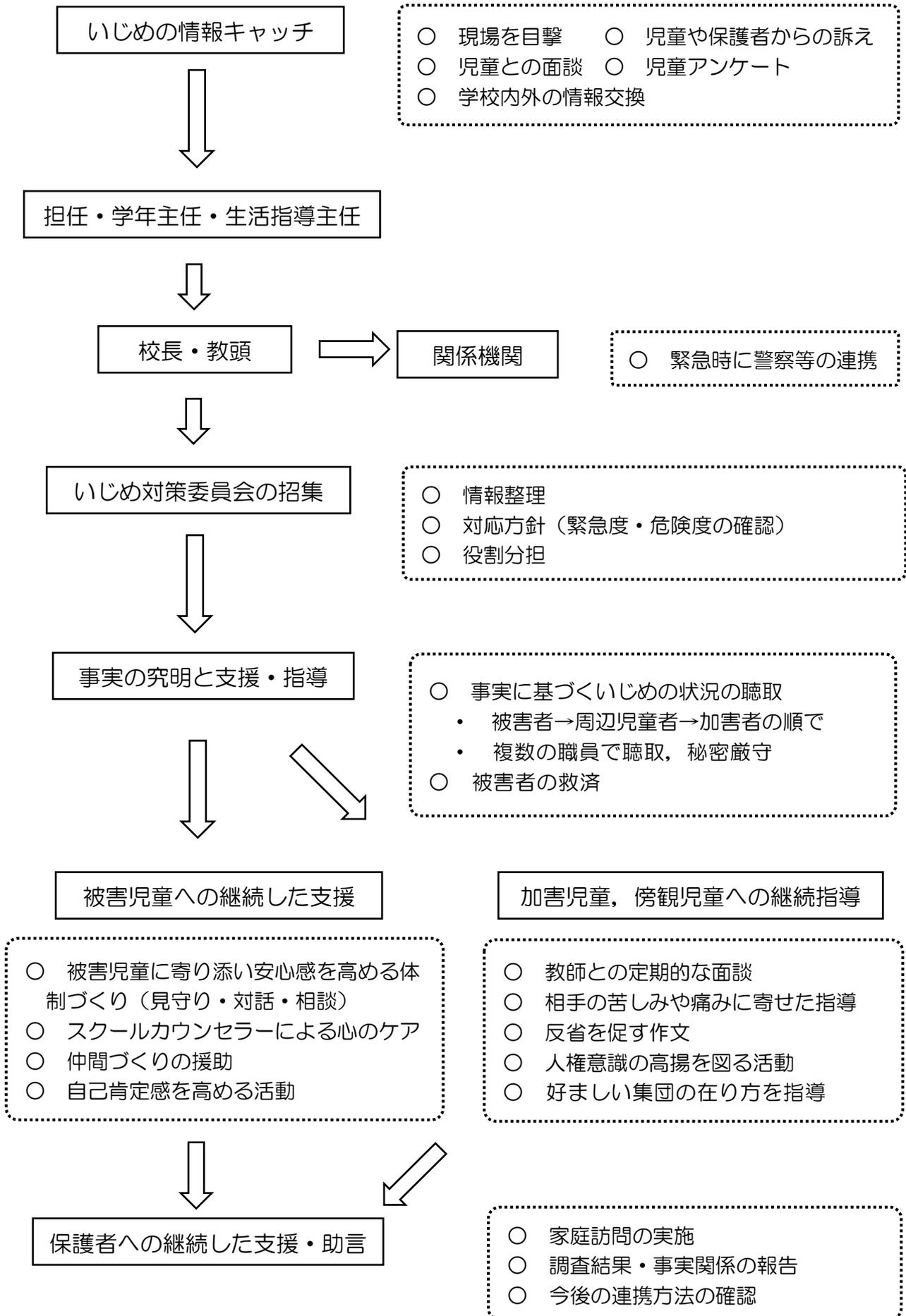
【具体的な取組】

- ① 長崎市教育委員会へ迅速な報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ② 浦上警察署等の関係機関へ通報し、適切な援助を求める。
- ③ 学校または教育委員会の主体で詳細な調査を行い、事実関係を把握する。
- ④ 調査結果について、速やかに報告を行う。 学校 → 市教育委員会 → 市長
- ⑤ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、進捗状況や調査結果を説明する。
- ⑥ 市長による再調査がある場合はそれに協力する。
- ⑦ ネット上不適切な書き込み等はただちに削除し、関係機関と連携する。

【調査を行う組織】

・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

### 3 いじめが発生した場合の対応



#### 4 いじめチェックリスト

##### < 学校 >

- からだや体調
  - ・衣服の汚れ, 破れ
  - ・あざ
  - ・保健室, 職員室への頻繁な出入り
- しぐさや態度, 表情
  - ・おどおどした様子
  - ・暗い表情
  - ・視線を合わせない
  - ・ぼんやり
- 友達との関係
  - ・人への気づかい
  - ・人のいいなり
  - ・交友関係の変化
  - ・嫌なあだ名
  - ・隣の席にだれも座らない
- 生活面
  - ・納入金の滞納
  - ・持ち物隠し
  - ・机, かばんが荒らされる
  - ・実名やあだ名での落書き
  - ・学級写真の顔へのいたずら
  - ・何度も当番活動を行う
  - ・欠席, 遅刻, 早退の増加

##### < 家庭 >

- からだや体調
  - ・腕や足を隠して見せない
  - ・登校時に体の不調を訴える
- 服装
  - ・ボタンがとれている
  - ・服装の乱れ
  - ・衣服の汚れ
- 持ち物
  - ・筆箱, かばん等の破損
  - ・持ち物が頻繁に紛失, 破損
  - ・ナイフの持ち歩き
- 金銭
  - ・金遣いの荒さ
  - ・金をねだる
  - ・金品の持ち出し
- 生活面
  - ・学習意欲の低下
  - ・忘れ物の増加
  - ・家族との会話の減少
  - ・部屋への閉じこもり

#### 5 年間活動計画（研修計画も含む）

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 生活指導全体会（児童の情報交換） 心の時間アンケート	10	心の時間アンケート
5	生活指導全体会（児童の情報交換） 民生児童委員・主任児童委員との情報交換 心の時間アンケート	11	平和週間 平和祈念式 学校生活アンケート 個人面談 心の時間アンケート
6	学校生活アンケート 個人面談 長崎っ子の心を見つめる教育週間（道徳公開授業） ※予定 心の時間アンケート	12	生活指導部会 人権集会 生活アンケート
7	保護者面談 生活アンケート 生活指導部会	1	心の時間アンケート
8	平和祈念集会 同一中学校区校の情報交換	2	平和週間 心の時間アンケート 心の時間アンケート 個人面談 民生児童委員 主任児童委員との情報交換
9	心の時間アンケート	3	生活指導部会 生活アンケート 次年度申し送り資料作成

#### 6 様々な相談機関

教育研究所相談機関	0120-556-275	こども・女性・障害者支援センター	844-5132
子ども総合相談 （子育てサポート課）	822-8573	子ども・家庭110番	847-1117
	825-5624	ヤングテレホン	0120-78-6714
親子ホットライン	0120-72-5311	こどもの人権110番	0120-007-110
こころの電話	847-7867	長崎いのちの電話	842-4343